

報酬の額が著しく 変動したときは？

標準報酬月額「随時改定」が行われます！

掛金(保険料)・負担金の標準となる標準報酬月額は、原則として定時決定*により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や扶養手当等の変更により、報酬の額が著しく変動(下記要件に合致)したときは、実際に受けている報酬の額と標準報酬月額に隔たりが生じないように標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。(なお、この随時改定は、所属所からの報告により行われますので、組合員の皆さんからの申請は必要ありません。)

*定時決定…毎年7月1日現在の組合員である方について、4月、5月、6月に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬月額を決定。

● 随時改定が行われる要件

次の3つの要件をすべて満たした場合、随時改定が行われます。また、下図のとおり変動した月から4ヵ月目に標準報酬月額が改定され、原則、次の定時決定又は随時改定が行われるまで適用されます。

① 昇給・降給等により固定的給与に変動が生じたとき。

固定的給与	業務実績に直接関係なく、月等の単位で継続して一定額が支給される報酬。給料月額、扶養手当、通勤手当など
非固定的給与	勤務の実績に応じて変動する報酬。時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当など

② 固定的給与に変動が生じた月から継続した3ヵ月(支払基礎日数が全て17日以上)の報酬平均額と固定的給与がいずれも増額(減額)したとき。

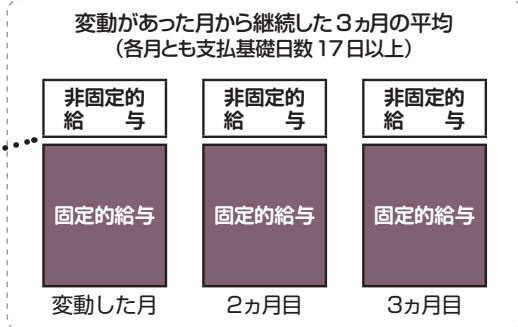
③ 3ヵ月の報酬平均額を基に算定した標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動(2等級以上の差)が生じたとき。

① 固定的給与が変動

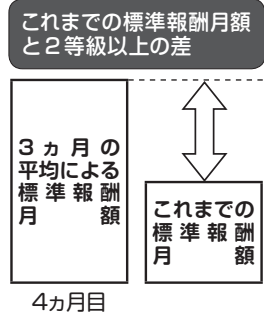
給料月額、扶養手当等の固定的給与の変動



② 3ヵ月の平均額と固定給与がいずれも増額(減額)



③ 2等級以上の差



詳細につきましては、共済事務担当課へお問い合わせください。

3歳未満の子を養育している皆さんへ

「養育特例(養育期間標準報酬月額特例)」の申出はお済みですか？

3歳未満の子を養育している期間の特例「養育特例(養育期間標準報酬月額特例)」

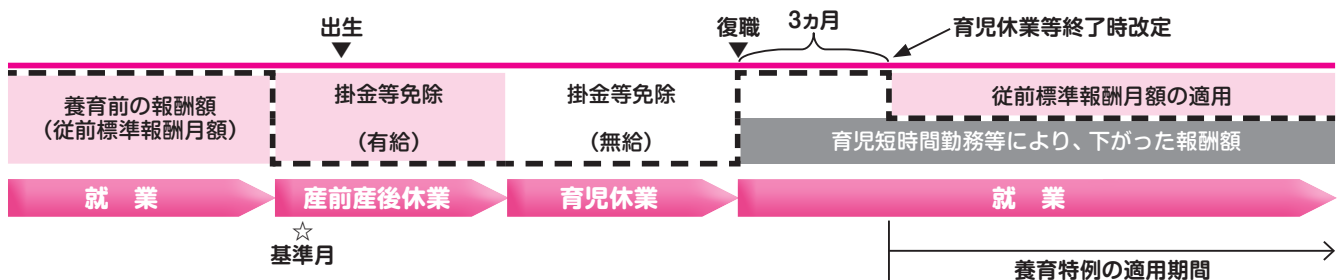
3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合に申出をしたときは、養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより、将来の厚生年金保険給付や退職等年金給付が低くなることを避けるための措置であり、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

【養育特例の事例】3歳未満の子が一人の場合

——— 年金額を算定するときの標準報酬月額
- - - - - 掛金等を算定するときの標準報酬月額

○育児短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月(基準月)の従前標準報酬月額を下回っている。



詳細につきましては、共済事務担当課へお問い合わせください。